

「和歌山県産品のSNSを活用した情報発信業務」 業務委託仕様書

1 業務名

和歌山県産品のSNSを活用した情報発信業務

2 業務の目的

和歌山県（以下「県」という。）の管理する公式SNS（プレミアム和歌山のInstagram及びFacebook。以下「既存SNS」という。）を再構築の上、県産品や新たな県産品推奨制度（和歌山一番星アワード。以下「和歌山一番星アワード」という。）及びその認定商品についての情報を伝える効果的な情報発信を行い、新たなファンとなるフォロワーを獲得するとともに、県産品の認知度向上と販路拡大を目的とする。

3 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務の概要

和歌山一番星アワードを広く周知し、認知度向上及び制度ブランディングのための情報発信を実施する。

令和8年度以降に予定する個々の認定商品の紹介に向け、令和7年度においては、和歌山一番星アワードの制度の概要や認定コンセプトなどを申請から審査の過程とともに伝え、認定制度及び和歌山県産品のブランド化を実現するための情報発信を行うこと。

※和歌山一番星アワードとは、和歌山県内で製造されたもの、安心・安全を重視したものを基本に、共感性や独自性、将来的な可能性のある商品を認定し推奨する制度であり、令和7年4月に新たに創設する。年間のスケジュールは以下のとおり。

<参考：令和7年度の和歌山一番星アワードのスケジュール>

令和7年4月	申請に関する募集要領等詳細公表
7月	申請受付開始（最大1か月程度）
9月	審査開始
令和8年1月	審査終了
2月	認定商品（20商品程度）決定
3月	認定商品発表及び受賞商品選定イベントの開催

■運用対象のSNS

Instagram（[プレミアム和歌山\(@premier_wakayama\)](#)）

Facebook（[プレミアム和歌山 | Facebook](#)）

Instagramのフォロワー数は、委託期間終了時点で、10,000人以上を目標とすること。

（公告日時点のフォロワー数：約3,500人）

■本業務における主なターゲット

本業務における主なターゲットは、以下のとおり想定すること。

【ターゲット】

- ①個人消費者：和歌山県のファン、和歌山県産品の購買欲の高い方
- ②県内事業者：和歌山一番星アワードの認定により商品の認知度や販路拡大を目指す事業者

なお、既存SNSのユーザーインサイトは下記のとおりである。

- ・年齢層：35～44歳、45～54歳の割合が60%
- ・性別：男性53.8%、女性46.1%

ただし、業務の提案にあたり、統計データ等の根拠に基づき、より高い効果が見込める具体的なターゲットを設定できる場合は、本県が設定したターゲットと異なることを妨げない。

5 業務の内容

(1) 投稿設計

・効果的に情報発信ができるよう、4で記載した本業務におけるプロモーションのターゲットを踏まえ、その先の戦略ターゲットやコアターゲットがどのような属性（ペルソナ）になるのか設定した上で、KPI（フォロワー数、投稿数、リーチ数、インプレッション数、エンゲージメント数、いいね数等）を設定し、その達成に向け広告等も含めた具体的な投稿計画及びデザイン設計について、提案を行うこと。

(2) SNS記事の作成

・取材等に基づき、写真の収集及び原稿の作成を行うこと。記事作成にあたっては受託者が責任をもって事実確認、校閲等を行うこと。

・投稿は、下記の例を参考に、上記で設定したターゲットに訴求する内容を提案すること。

(例)

- ・和歌山一番星アワードの制度紹介
- ・県産品の魅力が伝わる高品質な写真や動画の投稿
- ・投稿日の3開庁日前までに記事原稿を県にデータで提出すること。
- ・受託者は新規作成する記事に加え、県が指定するイベント等の広報も適宜掲載すること。
- ・投稿内容、取材先、投稿スケジュール等の詳細は、別途県と協議の上、決定すること。

(3) SNS記事の投稿

- ・月2回程度を目途とし、年間最低24回以上の投稿を行うこと。
- ・5（1）で作成した投稿計画及び県との協議結果に基づき、受託者側で投稿を行うこと。投稿が難しい期間がある場合は、県と事前に協議を行うこととする。
- ・不適切な投稿があった場合は、県と協議の上、適切に対応を行うこと。

(4) フォロワー獲得・アカウント認知向上に資する企画・運営

- ・プレゼント企画等、フォロワー獲得及びアカウントの認知度を高めるための施策を企画・運営すること。実施手法、実施時期も含め提案すること。
- ・費用はすべて本業務委託費の中に含むこと。

(5) 分析・報告

・アカウントの運用実績について、分析を行い、報告書を四半期に1度提出することとし、県に内容説明を行うとともに、結果に基づいて必要な対策等の提言を行うこと。報告書の項目を以下の通り例示するが、必要に応じて県と調整を行うこと。

○投稿日時や投稿件数

○Instagram及びFacebookそれぞれのリーチ数、インプレッション数、エンゲージメント数、いいね数等

○フォロワーの属性（性別、国籍、居住地）やフォロワー数の増減

・報告書は図や表を用いるなど視覚的にわかりやすいものとする。

・広告配信結果やキャンペーン効果の報告書を提出すること。

・事業が完了したときは、年間の業務報告書を提出すること。

(6) 改善提案

・投稿結果等を踏まえ、反応の良い投稿及び悪い投稿に関する分析や改善方法の提案を行い、以後の投稿に反映させること。

6 成果物

次に掲げる成果物のほか、提案を基に委託者と適宜相談の上、調整、決定する。

(1) 投稿に使用した画像や動画等

・納品形式：データを提出

(2) 各報告書（5（5）分析・報告）

・アカウントの運用実績について、四半期ごとの提出期限は以下の通りとする。

期間	提出期限
第1四半期（4月1日から6月30日まで）	別途協議の上定める
第2四半期（7月1日から9月30日まで）	別途協議の上定める
第3四半期（10月1日から12月31日まで）	別途協議の上定める
第4四半期（1月1日から3月31日まで）	実績報告書と同様

・納品形式：データを提出

・報告書は県に内容説明を行うとともに、結果に基づいて必要な対策等の提言を行うこと。

(3) 実績報告書

・本業務の完了後、本業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。

・本事業で取得したデータに基づき、次年度以降の効果的なプロモーション手法やコンテンツ、関心が高いターゲット層等の分析を行い、その内容を記載すること。

・報告書は県に内容説明を行うとともに、次年度の目標となるKPI（閲覧数、クリック数等）を設定した提案とともに、必要な対策等の提言を行うこと。

・納品形式：データ及び紙文書1部

7 その他

(1) 業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、県と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。

(2) 本業務の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、

提案すること。

- (3) 本業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。本業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務により得られる全ての成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）、所有権等その他の一切の権利は和歌山県に帰属するものとする。著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）については、これを行使しないものとする。また、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。
- (5) 成果物は、県が自由に二次利用（再編集を含む印刷物の制作等）できるものとする。
- (6) 受託者は、契約期間の満了又は契約の解除により契約が終了するときは、本業務につき適正な安全措置を講ずるとともに、委託者又は委託者の指名する者に対し、引継ぎに必要なデータを一般的なファイル形式により提供すること。なお、その調整等に係る一切の費用は、受託者が負担すること。
- (7) 本業務の実施に関し疑義が生じた事項及びこの仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。